

宋代解州官營鹽業の構造

—その支配と隸屬—

池田 誠

【梗概】 解州官營鹽業は宋朝の官僚支配の直接生産支配の場であり、こゝに必然的に或る一定の生産關係が結ばれている。この關係こそ解州鹽業の現實的基礎であり宋朝の官僚支配の階級的規定性を賦與しているものに他ならない。

はじめ鹽業の中心的勞働力は畦戸單位に出役する畦夫であり、それは差役の一形態として半農奴的隸屬において爲されたものであつた。ここに超階級的姿態を持つて爲された官僚支配の階級性を規定する事が可能であり、宋朝の社會的指導層—地主層の政治支配とつながる現實的根據が與えられていると思ふ。

この畦戸は略々仁宗の天聖年間を境目として鹽業における諸矛盾の發展とそれに伴ひ畦戸の階級分化の進行によつて畦夫—佃夫という勞働形態の轉化を餘儀なくされ、それに伴つて鹽業における官僚支配の再編成が行われた。この再編成は王安石の新法として現われる官僚支配の再編成強化と關連する社會的變動の一つの表現に他ならない。

一、官僚支配の問題

宋朝の中央集權的官僚支配は、本本的には唐宋五代の激しい諸情勢の變轉を生み出して來、またその社會的變動を通じて爲された地主層の生長に照應するものであつた。しかしながらこの農村社會における指導的な地主層の支配力

が云わばその純粹な形において政治的支配權力にまで高められる事なく、そこに獨裁君主と官僚制という超階級的姿態において自己を表現しなければならなかつた事情のうち、實は一すじ縄ではいかなない宋朝社會の複雑さが存するのである。

この問題をすゝめる上での最大の視點は、云うまでもな

く宋朝の農業生産において支配的生産形態となつた所謂佃戸制の在り方を把握し、そしてそこに打ち出されて来る地主的土地所有とその佃戸支配の階級的現實性を理解する事に置かれねばならぬが、同時に中世的農村の地方的獨立性を打破し、小農民の孤立分散性を破壊してそこに中央集權への可能性を創出して行つた商品流通の發達とそれに伴う商業資本の發展も注意せられなければならない。

この二つの事柄は勿論切離して考えらるべきものではない。ところで一方かような諸事情の交錯のうちに形成せられた官僚支配は、その超階級的姿態のゆえにその成立と同時に自らの生活原理を持つて發展する。そこに官僚的或は士大夫的な生活感情の形成も見られるであらう。しかしこの官僚支配が基本的には宋朝の支配的諸階層の政治支配の現實的形態として成立している以上、その超階級的姿態の中に宋朝における歴史的支配機構としての階級性が、したがつてそれが如何にして社會的支配階層と結合していたかゝ明かにせられなければならない。その爲めには確かに地主乃至商人等の社會的指導層と官僚との肉體的精神的つながりを理解する事も勿論必要である。同時にさういつたつながりを生み出して来る現實的な基盤であるところの、獨

裁君主乃至官僚支配そのものが直接に生産を支配し人民を隸屬せしめている部面を捉えて、そこに打出されている官僚の生産支配の在り方を把握し、そこから宋朝の支配的階層との階級的・物質的つながりへの必然性を掴み出して來なければならぬと考える。

さういつた觀點からこゝに政府が直接に生産を支配する一部面として特殊な問題であるが解州の官營塩業を取り上げてみた。勿論この場合より一般的な問題として所謂營田官莊等が取上げられなければならないと思うのであるが、それは別の機會に譲るとして、この場合實は次に來る問題として宋朝の中央集權的官僚支配の確立と共にそれと不可分に結びついて發展した專賣制度、すなわち商品流通に對する強力な官僚統制の問題が考慮されているのである。

宋朝の官僚制支配の確立と共に最も主要な問題となつたのは、この支配機構の頂點に立つ獨裁君主權力と官僚支配そのものを維持する爲めの皇帝の職業的軍隊を給養する財政的基礎を何に求めるかという事である。專賣制度の發展はさういつた事情と密接に關連して行われたものである。

塩は古來「自給經濟における唯一の商品」とまで云われ

るものであつたが、宋朝の專賣制度において塩は最も重要な對象であつた。この專賣制度による塩の規制は生産と流通との両面に關する官僚統制として行われた。こゝに取上げる解州鹽業は生産に對する支配の最も強力な形態として、官僚による勞働の直接支配下に行われた官營業であつて、こゝに必然的に結ばれる支配と隸屬の關係こそ官僚支配そのものゝ階級性を直截に表明するものに他ならない。こゝではかような解州鹽業の生産構造を明かにし、そこから宋朝の官僚支配の問題に關する手掛りを得ようとするものである。

二、官營鹽業の生産構造

(1) 製鹽勞働過程の特徴

最初に「海鹽出於人」「解鹽出於天」という對比において特徴的なものとして理解されている解鹽の生産過程を概観しておこう（丘游「大學衍義補」卷二八。それは具體的には「地を墾して畦を爲り池水を引いてこれに沃する。これを種鹽と謂うが、その水が耗發すると鹽が結成する」と云われる過程であつて所謂澆曬法（⁽²⁾天日製鹽法）である。

（「宋史」卷一八一・食貨志鹽下）。それは海鹽の場合のよう

に人間勞働を主とする煎熬作業によらず、製鹽の中心過程が日と水と風等の自然的諸要因の統一的作用に決定的に依據し、人間勞働はその場合それらの自然的諸力の作用に對する補助的意義以上に出るものではなかつた。この事は例えば「鹽南風」が吹かなければ結鹽しないと（沈括「夢溪筆談」卷二四）、旱雨或は風向きによつて結鹽の状態を異にするとか（呂子固「鹽池問對」「河東鹽法備覽」卷二所收）或は「蚩尤血」と呼ばれる鹽池の鹹水も或る場合には結鹽不能となる（「筆談」卷三）という經驗的知識が全く自然的諸力の問題に限られている事情のうちによく示されている。

明の呂子固は宋代の解鹽生産について、種鹽して暫くすると「凝脂皎雪の若き」鹽花が水面に浮上するが、「それは（人が）擊搗して後はじめて成鹽する」と述べ、更にその「擊搗」について「乃ち木扒で遍打して（鹽花を）水底に沈め只管風力の滾蕩するを俟ち烈日に曝す。……そうすると結鹽する」と製鹽の中心過程について説明している（「鹽池問對」）。かように製鹽における人間勞働の役割はこれらの自然的諸力を最大限に發揮せしめる爲めに行われたものであつて、成鹽は全く自然諸力の如何に左右せられ、この事が他でもなく「解鹽出於天」と云われるような解鹽

の生産過程の自然的性格を特徴づけているのである。

かような特徴的な生産過程は更に「歳ごとくに二月一日に畦を墾し四月に種鹽を始め八月に至つて止める」という製鹽労働期間をも無條件に規定している（『宋史』・卷一八一・食貨志）。特にこの事は次に述べるような製鹽労働に對して大きな影響を及ぼしているのである。

註① この畦というのは即ち曬鹽の爲めの鹽田であつて、「紹興本草圖殘卷」、「大觀本草」卷四、「政和本草」卷四などの解鹽圖によつてその大概を察しうる。しかし具體的にどうであつたかという事になると不明瞭な點も可成多い。又この畦は徽宗の崇寧四年（一一〇五）には二千四百餘畦といわれているが、それ以前の事は不明である。

② かような製鹽労働過程はその労働の對象から次の三段階に分けて考へる事が出来る。

（治畦工程）→（種鹽・澆曬工程）→（採鹽工程）

しかもかような生産過程は又耕畦、治畦、種鹽、結熟などと云われ、又その爲の労働要具も殆んど農具と變りなく、「殖鹽如殖穀」（『黄經・鹽池郎事詩』、河東鹽法備覽、卷一二所收）などと云われてその外形においても内容においても當時の農業生産と多くの類似點を有していた。

宋代解州官營鹽業の構造（池田）

② 畦夫労働の基本的性格

この治畦澆曬と云われる製鹽労働は所謂「畦夫」によつて爲されたものである。またその他にも「補種人」とか「調夫」とか或は「傭雇丁夫」とか云われる労働者があつて同様に鹽池における諸労働に従事していたようである。⁽¹⁾
次にこれらの諸労働について考察しよう。

(1) 畦夫（畦戸）

畦夫は「民戸を籍して」畦戸とし、各畦戸から毎歳二名づつ出役せしめられるものであつて、同時に「その家を復せられる」。また出役する畦夫は日に米二升、戸毎に毎歳四万錢を政府より廩給せられる。かような畦戸は解州及び旁州の民戸を編籍して得られ總べて三百八十戸であつた。

（宋史・卷一八一・食貨志）

かような畦夫において先ず注意せられる事は畦夫による製鹽労働が、(1)民戸に對する「籍民」「給役」という手續によつて獲得、確保せられた事、(2)同時にそれは日給米・歳給錢という反對給付を伴つている事であらう。

第一の籍民―給役はその結果して「復其家」という措置にながつて居り、この「復其家」というのは畦戸がろうでなければ當然課せられるべき差役を免除する事であり、

畦戸が鹽役に専從せしめられる事に對して爲されたものに他ならない。またこゝに云われる「本州及旁州」とは解州及びその近隣の河中府、陝州、虢州、慶成軍の五府州軍を指すのであるが（宋史・卷一八一・食貨志）、かように鹽役が鹽池近傍の解州に限らず更に近隣の諸府州軍に及んだ事のうちに、それがこれらの五府州軍に居住する民戸の一定の等第戸を對象としたものであつた事を考えしめる。以上の事は畦夫が差役労働者であり差役の一形態として存在するものであつた事を示している。しかしながらかような畦夫労働は具體的に如何なる性格を有するものであろうか。

かような畦夫の労働に對しては、畦戸單位に安邑池は一千席（一席は二六斤）解池は九百八十席の生産責任量が割當てられているが、それは二月―八月の労働期間に果されなければならぬ。この就労働期間中畦夫は鹽池の禁垣内に建てられた庵―宿舍に起居し、「日出で作業にかゝれば畦に居り、日入りて休息すれば庵に居る」（鹽池問對）という殆んど外界との交渉を斷たれて事實上就後期間中の自己の生活の全部を禁垣内に見出していたのである。

こういつた畦天の差役労働には當然何らかの強制が予想せられなければならないが、そこにどのような強制が行わ

れたか充分な徵證を見出す事は出来ない。しかし元の李庭のいう「季節は炎暑に當り……苟も勻飲繼がれなければ（畦夫の）喝死する者半ば以上である」（解鹽司新修池神廟碑）というような労働の苦役的性格は勿論宋朝においても同様であろう。またそういつた労働の苦しみと差役につきもの諸負擔と、そして遠く家郷を離れて鹽池に縛りつけられているどうしようもない郷愁にも拘らず、それは明の朱裳が詠い上げているように「どうしてその苦を辭し得よう。日ならず月ならず歸郷を懐わぬではないが憲法は明切である。どうして隊伍を離れ得よう」（撈鹽詩）といつた不自由の意識によつて打消されなければならなかつた。この明の鹽役労働者である鹽丁と宋の畦夫との間には本質的な差異があつたとは思われない。畦夫が公事の爲めにする鹽役を放棄する事を禁じている「憲法」、こゝには畦夫を不自由ならしめている一種の經濟外的強制の存在を考えてよいであらう。

以上の考察を一應纏めると、畦戸は差役の一形態として鹽池近傍の五府州軍において鹽役に當るべく編籍せられた民戸でありそれは總計三百八十戸であつた。更に各畦戸から毎歲二名づつ計七百六十名の畦夫が出役し、二月―八月

に亘つて禁垣内の庵に起居して一定の生産責任量を果すべく激しい勞働に就役せしめられるものであつた。またそこには一種の經濟外的強制が考えられる。こゝでは畦夫勞働のかような性格を畦夫の農奴的性格として理解してよいであらう。

ところで畦夫の現實的な在り方は以上に盡きるものではない。各畦夫は日に米二升、各畦戸は毎年四万錢を給付せられる事になつてゐる。この日給米・歳給錢という反對給付は一體どのように考えらるべきであらうか。宋朝における差役の原則は輪番制であつて、十年一番役が理想とせられた（宋史・卷一七七・食貨、役法上）。しかるに畦夫は既に

明かにした通り毎歲出役して製鹽勞働に専従するものであつた。この點畦夫の鹽役が他の差役から區別せられねばならぬ理由がある。同時にこの七ヶ月間の畦夫勞働は特に解州鹽業の場合その特徴的な生産過程の必然的結果として春秋の最も快適な期間を含むものであつた。従つて畦戸の中心的勞働力である畦夫がまる七ヶ月間就役する事のうちには、畦夫勞働が一般農民諸階層に對する差役という意味から、製鹽勞働者としてその本來的な農業生産活動から分離せしめてゆく方向を持つものと云えよう。又事實その勞

働期間と毎歲就役とはその分離を余儀なくせしめて畦戸の生活の再生産をこの鹽役に求めざるを得ざらしめてゆくのであるが、日給米・歳給錢は實はかような事情に基くものと考えられる。従つてかような鹽役―畦夫勞働のもつ内容にはすでに本來的な徭役勞働の概念によつては包み切れない異質分を認めなければならない。「村の鍛冶屋」はすでに農業生産から分離しつゝもなお村落を離れる事が出来なかつたが、この畦夫は本來村落に生活を持ちながらそこから分離する方向を持つていたのである。

畦夫は云わばかような徭役的性格とそれによつては包み切れぬ異質分との二つの性格の統一體として存在するものであつた。

ところで徭役勞働は唐朝の「租庸調」の庸として存在したが、それは楊炎の兩税法の中に吸收されてすでに消滅してゐる。宋朝の所謂差役はこの庸とは別物であるがこの庸的性格を止揚したものではない。この差役は職役と力役とに分かれてゐるが、職役は農村社會の指導的地位を有する富戸を以て充て、云わば政府の農民支配の末端につながるものであつた。しかし畦夫はかような職役とは異つて、直接生産に従事し官僚の生産支配に隸屬する一種の力役であ

り、その場合その隸屬がすでに明かにしたように著しく農奴的なものを含んでいる事は注意されなければならない。それは勿論唐朝の庸とは異なるものであつたが飽く迄も「籍民」―「給役」によつて得られるものであり、また日給米・歲給錢という異質分も明切なる「憲法」の下に「豈敢離伍」という不自由を前提とするものに他ならぬのである。

かような畦夫は身分的には良民であり自由民であつてそれ相應の獨立性を持つていたのであるが、しかしさういつた身分の規定がそのまゝ畦夫乃至畦戸の階級の規定となりうるかどうか。以上に考察された畦夫乃至畦戸の現實的性格こそその階級の規定の最大の指標とせらるべきであらう。すなわち畦夫勞働はその二面的性格によつて示される如く半農奴的隸屬において爲されたものであり、政府乃至官僚支配と畦夫との關係は本質的には半農奴的關係であつたと規定した差支えないであらう。そしてこの半農奴性―二面性こそ宋朝の社會的諸事情の變化發展と共に分裂し崩壊してゆく出發點に他ならぬのである。

(2) 補種人

この補種人は天聖九年（一〇三一）解州の張仲尹の上言によつて年額を立てない事以外はすべて畦夫の例によるべ

しとされたものである。しかしそれは最初からさうであつたのではない。天聖五年（一〇二七）の供備庫副使張君平の上言によれば、この補種人というのは元來正當な理由によつて割當責任量に折欠を生じた場合、所屬各場の場官が夫々自己の責任においてその闕額を「補種」し生産量を確保する爲めに自ら徵募した雇傭勞働力であつた事が明かである（宋會要稿・食貨二三）。そしてそのような折欠は元來臨時的なものであつた筈であるから従つてこの補種のための「人功」―補種人も本來臨時的補足的存在であつた筈である。しかしこの補種人は次の調夫、傭雇丁夫などとは異つて、畦夫と同様に直接に製鹽勞働に關與するものであつた事から、天聖頃迄に實現されている解鹽の飛躍的増産に關連して臨時的なものから常時的なもの、補足的勞働力から中心的勞働力へと轉化し、さういつた現實の上でかような「畦戸の例による」という地位の固定化が行われたものであらう。

この補種人の年額を立てない以外は「畦夫の例による」と云われる具體的内容がどうであつたか充分に徴すべき資料がない。文字通りに解すれば補種人は戸單位の生産責任量を割り當てられない事において本來の畦夫に比すればよ

り自由な立場にあつたとは云え、畦夫の「籍民」「給役」「官廩給之復其家」という地位からも自由であつたとは解し難い。

こゝで注意すべき事は元來雇傭労働力として在つた補種人の製鹽労働における中心的労働力への轉化が、同時に雇傭的存在から畦夫的地位への轉化を伴つた事實である。この事は鹽業における支配と隸屬が基本的に畦夫的關係を基礎として成立していた事、そしてそういつた關係が支配者（經營者）によつて維持せられようとした事を示すものである。

(3) 調夫

調夫は製鹽労働に直接關與するものではない、採稍・修堰・浚濠等の鹽池の生産を阻滞なき様各種の補助的労働に従わしめられるものである。これは「調」という文字通りに解すれば一種の純然たる農奴的徭役労働であつて鹽池近傍の民戸に常時的に割當てられたものであろう。従つて調夫に對する反對給付はありえない。

(4) 僱雇丁夫―僱夫

僱夫は主として鹽池の漫生鹽（自然に結成せる鹽）を採取する爲めに雇傭せられる労働力であつて、舊請受に加え

て天聖五年には醬菜日食白米を第給せられる事になつたのである。しかし漫生鹽は文字通り漫生するものであり、天恵として一種の神瑞と迄考えられた偶然的産物であつて、従つてこの僱夫は臨時的労働力以上のものではなかつた。

以上解州鹽業の下部構造を成す諸労働力について考察した。すなわちそれは常時的な畦夫及び調夫と臨時的な補種人及び僱夫とより成つて居り、畦夫労働は半農奴的隸屬において爲され臨時的な補種人・僱夫は雇傭労働力であつた。更に生産過程における中心的労働力は畦夫であり、臨時的な補種人の常時的労働への轉化が畦夫の隸屬への固定化によつて爲された事に示されるように、解州鹽業は政府と畦夫との半農奴的關係を基軸として成立しているのである。そしてこれこそ宋朝における所謂官僚支配の超階級的姿態の實體に他ならない。

註① この上言は解州鹽業の諸労働を考える上での手掛りとなつたものである。次にその全文を掲げておく。（宋會要輯稿・食貨

・二三）

（天聖九年）九月二十四日。解州張仲尹等上鹽池利害。自今鹽池

以千七百二十四席爲額。選池場袋團。歸農者復爲種造節級。其補種人身分。鹽數不立年額。聽依畦夫改種。又調夫採稍修堰浚濠。所差知池官委本州提舉官及權鹽院。同罪保舉勾當。若欲僱雇丁夫采漫生鹽者。除舊請受外。第給醬菜日食白米。仍許監官批厝爲課。請行酬獎。歲給提舉官公用錢五百千。張村店亦遣使臣督選。奏可。

② 宋朝における解鹽生産の増加は次の通りである。（宋史・食貨志による）

至道二年頃（九九六）——二七三、五四五席（四三、三一、二二〇斤）

天聖年間（一〇二三—三一）——六五五、一二〇席（七六、三二、四五〇斤）

慶曆八年頃（一〇四八）——七〇八、〇〇〇餘席（八二、四八二、〇〇〇餘斤）

(3) 生産組織

次にかような畦夫勞働はどのようにして爲されたものか。あるいはどうか。官僚支配は如何にしてこの半農奴的支配を實現したであろうか。それは鹽場における生産組織において示されていると考ふる。

鹽場における畦夫勞働の實狀を直接に指示する資料は全

く見當らない。明代には鹽丁二十名を一勞働單位として鹽一千引を撈せしめこれに料頭一名を置いて監督せしめ、また清代になるとすでに統一的官營業は坐商の小經營に分散せられ、坐商は每畦に作頭（組頭）及び伴作（副組頭）各一名を置き「計年做工」の長工を監督せしめて居つたのであるが宋代はどうであろうか。（蔣兆奎・河東鹽法備覽・卷五）

畦戸は安邑池では一千席、解池では九百八十席が生産責任額として割當てられていたが、この事は生産の基準單位が戸に置かれた事を示している。しかしかような畦戸—二名の畦夫という小生産單位が孤立したまゝ現實の製鹽勞働が行われたとは生産の能率及び明清時代の實狀からしても考えられないのであるが資料の的確に跡すけるものがない。本草系の解鹽圖は結成した鹽の採取勞働を示して居りそこには數人の畦夫達による共同作業が示されているが、それが製鹽の全過程における共同作業につながるものであるかどうか。先に屢々挙げた解州の張仲尹等の上言には「歸農者復爲種造節級」と云われている。この意味を充分に理解する事が出来ないが、畦夫中の歸農する者には當然そこに差役が復活する譯であつて、その場合嘗て製鹽勞働

の有經驗者である歸農畦戸を「種造節級」―製鹽勞働の組頭として差役に充てたという意味に解すべきではなからうか。そうだとすればそれは既に現實に存在した組頭的なものゝ一種の固定化と見るべく、「種造節級」と畦夫乃至畦戸との間に如何なる關係が結ばれていたか知る由もないが、恐らくより直接的な隸屬關係が生じていたであろう事は想像に難くない。

一方解池・安邑池は夫々更に兩場に分かれ都合四場より成る、各場には合計八員の場官が配置せられた。(鹽池問對・「解鹽司新修池神廟碑」)この場官―知池官は「本州(解州)提舉官及び權鹽院によつて同罪に保舉せられ(各場)を勾當した」(宋會要輯稿・食貨二三)のであつて、直接各場の生産を監督支配したのであつた。

かような各場の場官は正當な理由による場合自らの責任に於いて生産の折欠を補種した。従つて場官はまた彼自らの生産責任量を有し、それは彼の支配下に屬する一定數の小生産單位―畦戸の果すべき責任量の總計であつた事は明かであろう。すなわち各場官の監督下にある各鹽場が一つの大生産單位として存在したのである。

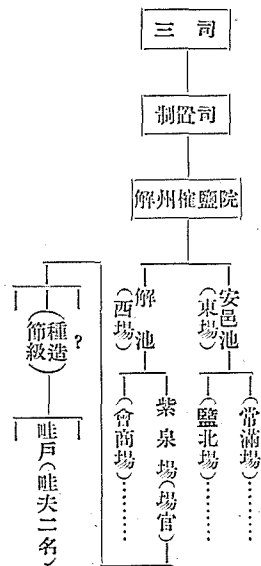
この場官は解州權鹽院(解州の守貳之を領す)の嚴重な

宋代解州官營鹽業の構造(池田)

監督下に置かれ、更に制置司がこれを總領して中央に屬している。(鹽池問對)

宋會要輯稿(食貨卷二三)には大中祥符三年(一一〇一)の漫生鹽に關する兩池權鹽院紫泉場官張節等の報告を載せているが、この紫泉場官張節とは先の八名の場官中の一員であり、紫泉場とは鹽池の四場中の一場を指すものに他ならない。すなわち各鹽場は紫泉場などゝいう固有名詞を以て呼ばれた事が明かであるが他の三場名は不明である。會仰豊の中國鹽政史によれば(七四頁)元代の場名として東場(安邑池)の常滿場・鹽北場、西場(解池)の紫泉場・會商場を擧げて居り(出典は不明)それは恐らく宋代の四場名を繼承したものであらう。

以上の生産組織及びその隸屬關係を圖示すると略々次のようになる。



(4) 畦夫勞働より傭夫勞働へ

解州鹽業に示されるかような支配と隸屬の關係は、北宋朝を通ずる終始一貫した關係としてそこに何等の變化も發展も行われなかつた譯ではない。英宗の治平二年(一〇六五)には畦戸の半を減じてたゞ傭夫を以て之に代えるという措置が講ぜられているが(宋史・卷一八一食貨志)、こゝに解州鹽業の下部構造における注目すべき轉換を、従つてそこに結ばれる支配と隸屬の變化を認める事が出来るのではないかと考ふる。

天聖四年(一〇二六)三司はその鹽池視察に基いてその利害を討究し、河中府慶成軍所屬の畦戸について三年一替制を實施し非番畦戸の中更に鹽役に服する事を願う者があればこれを聽されむ事を上請し裁可せられている。(宋會要稿・食貨三三)。この上請は當時「官司がぐるになつて誅求を恣にし民(畦戸)はそのために苦んだ」事の一對策として爲されたものであるが、更に嘉祐六年(一〇六一)には五府州軍全體の畦戸にこの三年一替制が實施せられる事になつた(宋史・卷一八一食貨志)。畦夫の勞働に關してかような三年一替制を生み出して來た「官司の誅求」、「民苦」とは一體どういふ事であらうか。

仁宗の天聖年間から慶曆年間にかけて解鹽の生産には飛躍的な増産が實現せられている。特に解鹽の場合その自然諸力及び製鹽の技術的面に著しい變化が認められぬとすれば、その増産の基礎は勞働の量的増大に求められねばならない。そしてそれは畦夫に關して見る場合必然的に生産責任量の増加、勞働の強化を伴つた事は明かでありその結果過重な負擔が畦戸に強制せられたと思われる。更に深刻な財政的危機に見舞われた仁宗の治世中において畦夫乃至畦戸に對する反對給付にも削減、遲配があつた事は想像に難くなく、また畦戸を直接に支配する場官に對する陪備も畦戸の負擔を重からしめたであらう。かような諸事情を内容として所謂「民苦」が醸成せられて來ている事を考えるのであつて、こうして畦戸の生活は破壊せられて行つたのであり、解州鹽業のよつて立つ半農奴的關係の頽廢的矛盾が姿を現わして來いたのであつて、それは同時に鹽業にかける官僚支配の危機を物語るものである。こゝに所謂「民苦」の根本的な問題が潜んでいる。

三年一替制がかような「民苦」の一應の打開策として取られたものである以上それは當然その「民苦」の根源をなす鹽業の内部構造に、畦戸的隸屬の上に向けられねばなら

なかつた。畦戸が自己の生活の再生産を破壊せられるという事は畦戸が鹽業において自己の半農奴的隸屬をすら維持しえなくなつてゐる事を意味する。そしてそれは必然的に鹽業の生産過程の破壊に連なつてゐる。従つて三年一替制は具體的には非番畦戸と「願充役者」とを分出する事によつて、一方では「以てその力を休養せしめる」事によつて畦戸の生活の再生産を可能ならしめてその半農奴的隸屬を維持しようとしたのであり、他方では「願充役者」としてすでに半農奴的隸屬の基礎をすら喪失して製鹽勞働に自己の全生活を再生産する基礎を見出してゐたところの没落畦戸をも排除する事なく、そこに現われた矛盾を緩和して鹽業の崩壊を防止し鹽業における官僚支配を維持しようとしたもの他ならない。

三年一替制のもつかような二面性はすでに指摘した畦夫勞働自體の半農奴性を規定する二面性の分裂過程であるが、同時に、それは畦戸の階級的分裂過程を示すものである。そしてこの階級分化の進行過程こそ所謂「民苦」の具體的内容をなすものであり同時にその結果である。かくて三年一替制は次の畦戸の半を減じて傭夫を以てこれに代えた治平二年の改革につながつて居り、こゝに「民苦」は

「五州の民は始めて安んじた」という一應の解決點に到達したと云う事が出来るのである。

ところでこの「減畦戸之半」が一體どのような階層を對象としたものであるか不明である。恐らく「願充役者」として立ち現われて来る畦戸はこの減半の例から除外されたであろうし、それはこの時すでに實質的には傭夫的存在に變化してゐたと思われるのであつて、この時本來的な畦夫勞働に替るものとして雇傭された傭夫と共に鹽業の基幹的勞働を構成する事になつたと考へる。こゝに製鹽勞働における畦夫——「願充役者」——傭夫という發展を跡づける事が可能であり、同時に一畦戸から一勞働力への生産單位の變化が見られる。こういつた變化の上に解州鹽業の基礎構造における畦夫勞働より傭夫勞働への決定的な轉換が行われていると考へるのである。

こゝに現われて来る傭夫が近代的な意味における所謂賃勞働ではない事は確かであつて、それには現實の生産における種造節級的存在と、従つてその直接支配下に隸屬して行われる傭夫勞働を考へる事が最も妥當であらう。そこには當然「種造節級」的存在によるギルド親方的な傭夫收奪が考へられ、一方では畦夫から傭夫へという勞働形態の變

化が行われ、鹽業労働の農業生産からの決定的な分離をもたらしつつ、しかもそこには地主―佃戸という當時の生産關係と本質的に何等異なるものが生み出されて來ていない事を理解しなければならぬ。

従つて鹽業の基礎構造におけるかような労働形態の變化は或る面では官僚支配の性格的變化を意味するのであるけれども、しかもそれは決定的に新しい生産關係の造出を意圖し、そしてそういった變化の上に行われたものではないのであつて、なお「種調節級」的存在―傭夫という關係上に官僚の生産支配の基礎を維持しつづけているのである。こゝに云わば解州鹽業における諸事情の再編成の性格を認める事が出来るであらう。

三、結 語

宋朝の解州鹽業においては以上の如くその經營において官營という官僚の生産支配こそ變らなかつたが、略々仁宗の天聖年間を境目としてそこには畦夫労働より傭夫労働という労働形態の變化とそれに伴う鹽業の再編成が行われている。こういった鹽業を現實に支えている諸關係、そして

その變化、再編成は鹽池に聳立する禁垣内部のみに行われた出來事では勿論ない。宋朝の政治過程における最も注目すべき王安石（一〇二一―一八六）の政治的諸改革、そしてそれを契機として展開せられる新舊兩黨の政治的抗争を生み出して來る官僚支配の再編成過程は、基本的には宋朝社會の構造的矛盾の發展、その變化に基く支配的諸階層間の政治的指導力の動搖に由來するものに他ならない。こゝに示された解州鹽業における官僚の生産支配の危機、その内容をなすところの鹽業の内部的矛盾の發展―畦戸の階級分化の進行の上に爲された諸事情の再編成も、實はそういった宋朝の一般的な政治過程を生み出して來る社會的變動の一つの表現であり、それは又官僚支配の一般的な問題をその中に含みつゝ進められたのである。

こゝではかような宋朝社會における官僚支配の現實的な在り方を反映しているところの官僚の直接的生産支配の一つの場合を取り上げ、そこに示される支配と隸屬、その變化とそれに伴う生産の再編成を明かにすることによつて、官僚支配を理解する手掛りを得ようとしたものである。